

平成 27 年 3 月 16 日

各 位

会社名:株式会社クレディセゾン (コード:8253 東証第一部) 代表者名:代表取締役社長 林野 宏 問合せ先:広報室長 田村 麻由美

(TEL: 03 - 3982 - 0700)

(訂正)「株式会社クレディセゾンによる JPN ホールディングス株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約締結のお知らせ」の一部訂正について

本日発表いたしました「株式会社クレディセゾンによるJPN ホールディングス株式会社の完全 子会社化に関する株式交換契約締結のお知らせ」について訂正がありましたので、お知らせ いたします。

1. 訂正箇所: 5頁 (2) 算定に関する事項 ① 算定機関の名称及び上場会社との関係 【訂正前】

みずほ証券は JPN ホールディングスから独立した算定機関であり、また、内田譲二公認会計士・税理士事務所は、クレディセゾン及び JPN ホールディングスから独立した算定機関です。みずほ証券及び内田譲二公認会計士・税理士事務所のいずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## 【訂正後】

みずほ証券及び内田譲二公認会計士・税理士事務所はいずれも、クレディセゾン及びJPN ホールディングスから独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式 交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

以 上



各 位

会社名:株式会社クレディセゾン (コード:8253 東証第一部) 代表者名:代表取締役社長 林野 宏 問合せ先:広報室長 田村 麻由美 (TEL:03-3982-0700)

会社名: JPN ホールディングス株式会社 (コード: 8718 JASDAQ) 代表者名:代表取締役社長 湊 亮策 問合せ先:経営統括グループ部長 慶野 文男 (TEL: 03-5992-1186)

# 株式会社クレディセゾンによる JPN ホールディングス株式会社の完全子会社化に関する 株式交換契約締結のお知らせ

株式会社クレディセゾン(以下「クレディセゾン」といいます。)及び JPN ホールディングス株式会社(以下「JPN ホールディングス」といいます。)は、本日開催のそれぞれの取締役会において、クレディセゾンを株式交換完全親会社とし、JPN ホールディングスを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施することを決議し、株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を本日付で締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、クレディセゾンについては、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに、JPNホールディングスについては、平成27年4月28日開催予定のJPNホールディングスの定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けたうえで、平成27年6月1日を効力発生日として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日(平成 27 年 6 月 1 日予定)に先立ち、JPN ホールディングスの普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)において、平成 27 年 5 月 27 日付で上場廃止(最終売買日は平成 27 年 5 月 26 日)となる予定です。

#### 1. 本株式交換による完全子会社化の目的

クレディセゾンの連結子会社である JPN ホールディングスは純粋持株会社であり、サービサー事業を営むジェーピーエヌ債権回収株式会社(以下「ジェーピーエヌ債権回収」といいます。)、アウトソーシング事業を営む株式会社ヒューマンプラス(以下「ヒューマンプラス」といいます。)、及び保育事業を営む株式会社キンダーナーサリー(以下「キンダーナーサリー」といいます。)の3つの事業子会社により構成されております。

それらの事業子会社のうち、ジェーピーエヌ債権回収は平成8年12月に債権管理回収業を開始いたしました。ジェーピーエヌ債権回収は、平成12年に法務大臣よりサービサー許可書(第34号)を取得し、クレディセゾンからの受託業務で培った小口無担保債権の管理回収スキルやノウハウを活用した、初期未入債権から長期・貸倒償却債権までを一貫して取り扱うことのできるシステムとローコストオペ

レーション体制を強みに、サービサーとしての社会的認知度の向上と小口無担保債権の受託拡大を目指した結果、平成18年10月には大阪証券取引所へラクレス(当時)への上場を果たしました。

しかしながら、サービサー事業のうち、主力事業である業務代行事業を取り巻く経営環境は、上場当時と比べて大きく様変わりし、極めて厳しい状況が続いております。ジェーピーエヌ債権回収が得意とする小口無担保債権の分野については、貸金業法改定等、各種法規制の影響により、主力取引先であるノンバンク各社が債権管理を強化したことにより債権健全化が進展したことに加え、主力取引先の債権管理業務の自社内製化もあり、既存取引先からの受託件数は減少傾向となりました。かかる経営環境の変化を受けて、ジェーピーエヌ債権回収としては、経営環境の変化への迅速な対応と新規事業領域の拡大を図るべく、平成21年2月、株式移転方式により完全親会社となる純粋持株会社JPNホールディングスを設立し、サービサー事業を営むジェーピーエヌ債権回収及びアウトソーシング事業を営むヒューマンプラスの事業子会社2社体制としました。

その後、平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法による不良債権流動化市場の縮小傾向は、 平成25年3月の同法適用期間終了後も継続しており、金融機関等からの小口無担保債権の売却につい ても停滞しております。かかる状況を打開すべく、純粋持株会社体制の下での売上高拡大を目指し、保 育事業を営むキンダーナーサリーの買収、新規事業であるオートローン事業の開始、債権買取事業の強 化、官公庁ビジネスの更なる拡大等、事業ポートフォリオの変革に取り組んでまいりました。

しかし、こうした取組みも、主力事業である業務代行事業の売上減少を補うまでに至らず、JPN ホールディングスの平成 26 年 1 月期の連結業績は、営業利益が上場来初めての赤字となり、このような厳しい経営環境が継続する前提において利益が確保できる事業構造への転換が喫緊の課題となっておりました。

JPN ホールディングスとしては、債権買取事業に係る債権回収システム入替によるコスト削減、センター再編等の事業構造改革の具体的内容を検討する一方で、平成26年10月中旬頃より、クレディセゾンからの申し入れにより、クレディセゾンとの間での組織再編の可能性についても初期的な検討を行いました。

その後、JPN ホールディングスにおける平成 27 年 1 月期第 3 四半期の決算の結果を受けて、クレディセゾン及び JPN ホールディングスは、JPN ホールディングスの事業構造改革を着実かつ迅速に進める必要性を認識し、不良債権流動化市場の見通しについて、近年の活況な不動産取引市況を反映した有担保債権の分野と比較して、JPN ホールディングスが経営資源を特化してきた小口無担保債権の分野を取り巻く環境は極めて厳しいという理解の下、平成 26 年 12 月後半頃より、クレディセゾングループ全体の観点より、JPN ホールディングスの将来的な事業計画の策定、及び JPN ホールディングスの事業構造における課題の解決等を行うべく、クレディセゾンによる JPN ホールディングスに対する完全子会社化の可能性について具体的な検討を進めることといたしました。

その結果、上記のような厳しい経営環境の下で、抜本的な事業構造改革を推進しながら、マーケットに対して成長性をコミットしていくことは極めて難しく、クレディセゾンによる JPN ホールディングスに対する完全子会社化を実施し、JPN ホールディングスをクレディセゾングループ全体の中に完全に統合することにより、クレディセゾングループ全体での経営効率化を行うとともに、サービサー事業の抜本的な事業構造改革を迅速に断行することが、クレディセゾン及び JPN ホールディングスの企業価値の向上に資すると判断するに至り、この度、本株式交換契約を締結し、JPN ホールディングスをクレディセゾンの完全子会社とすることにいたしました。

本株式交換により JPN ホールディングスは上場廃止となることで、業績への影響が大きい事業構造 改革について、短期的な業績変動に捉われることなく積極的かつ大胆に実施することができるようにな ります。今後、経営環境の変化に柔軟に対応すべく、クレディセゾン及び JPN ホールディングスは、 グループ全体最適の観点から経営効率化に取り組み、管理コストの削減、ホールディングス体制の見直 しや事業子会社の再編、経営資源の最適な配分、及び両社間の連携を強化した債権回収政策の実現等を 行うことで、JPN ホールディングスを含むクレディセゾングループ全体の企業価値の向上を目指してま いります。

なお、JPN ホールディングスの事業構造改革の内容の詳細につきましては、JPN ホールディングスの 平成 26 年 12 月 12 日付プレスリリース「事業構造改革の実施に伴う「特別損失の発生」及び「業績予想の修正」並びに「配当予想の修正」に関するお知らせ」をご参照下さい。

## 2. 本株式交換の要旨

## (1) 本株式交換の日程

定時株主総会基準日 (JPN ホールディングス)平成 27 年 1 月 31 日 (土)本株式交換契約承認取締役会決議日 (両社)平成 27 年 3 月 16 日 (月)本株式交換契約締結日 (両社)平成 27 年 3 月 16 日 (月)定時株主総会開催日 (JPN ホールディングス)平成 27 年 4 月 28 日 (火) (予定)最終売買日 (JPN ホールディングス)平成 27 年 5 月 26 日 (火) (予定)上場廃止日 (JPN ホールディングス)平成 27 年 5 月 27 日 (水) (予定)本株式交換の効力発生日平成 27 年 6 月 1 日 (月) (予定)

- (注1) クレディセゾンは、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、 株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。
- (注 2) 上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。

## (2) 本株式交換の方式

クレディセゾンを株式交換完全親会社、JPN ホールディングスを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、クレディセゾンについては、会社法第796条第3項の規定に基づき株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、JPN ホールディングスについては、平成27年4月28日開催予定のJPNホールディングスの定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けたうえで、平成27年6月1日を効力発生日として行われる予定です。

#### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	クレディセゾン (株式交換完全親会社)	JPN ホールディングス (株式交換完全子会社)	
本株式交換に係る割当ての内容 (株式交換比率)	1	0.26	

## (注1) 株式の割当比率

JPN ホールディングスの普通株式 1 株に対して、クレディセゾンの普通株式 0.26 株を割当て交付いたします。但し、クレディセゾンが保有する JPN ホールディングスの普通株式 3,524,800 株 (平成 27 年 3 月 16 日現在) については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

## (注2) 本株式交換により交付するクレディセゾンの株式数

クレディセゾンは、本株式交換に際して、クレディセゾンの普通株式 366,999 株 (予定)を本株式交換の効力発生直前時(以下「基準時」といいます。)の JPN ホールディングスの株主(但し、クレディセゾンを除きます。)に対して割当て交付いたしますが、交

付する株式は保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。なお、JPN ホールディングスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式(本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される反対株主の株式買取請求に応じてJPN ホールディングスが取得する自己株式を含みます。)の全てを、基準時をもって消却する予定です。本株式交換により割当て交付する株式数については、JPN ホールディングスによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

## (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、クレディセゾンの単元未満株式(100 株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所において単元未満株式を売却することはできません。クレディセゾンの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、クレディセゾンの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買増制度(100株への買増し)

会社法第 194 条第 1 項及び JPN ホールディングスの定款の規定に基づき、クレディセゾンの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元 (100 株) となる数の株式を売り渡すよう、クレディセゾンに対して請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、クレディセゾンの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取るよう、クレディセゾンに対して請求することができる制度です。

## (注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、クレディセゾンの 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなる JPN ホールディングスの株主の皆様に対しましては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い、その端数に応じた金額をお支払いいたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式交換により完全子会社となる JPN ホールディングスは、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していないため、該当事項はありません。

- 3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等
- (1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記1.「本株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおり、クレディセゾンと JPN ホールディングスは、クレディセゾングループ全体としての経営効率化と共に、サービサー事業の抜本的な事業構造改革を迅速に推進し、クレディセゾン及び JPN ホールディングスの企業価値の向上を目指すべく、本株式交換によりクレディセゾンが JPN ホールディングスを完全子会社化することを決定いたしました。

クレディセゾンは、下記(4)「公正性を担保するための措置」及び(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性とその他本株式交換の公正性を担保するため、クレディセゾンの財務アドバイザーとしてみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任し、本株式交換に関する検討を行いました。

一方、JPN ホールディングスは、下記(4)「公正性を担保するための措置」及び(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性とその他本株式交換の公正性を担保するため、JPN ホールディングスの財務アドバイザーとして内田譲二公認会計士・税理士事務所を、リーガル・アドバイザーとして梶谷綜合法律事務所をそれぞれ選任し、本株式交換に関する検討を行いました。クレディセゾンは、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、財務アドバイザーであるみずほ証券から平成27年3月13日付で受領した株式交換比率算定書及びリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。

一方、JPN ホールディングスは、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である内田譲二公認会計士・税理士事務所から平成27年3月13日付で受領した株式交換比率算定書及びリーガル・アドバイザーである梶谷綜合法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。なお、JPN ホールディングスは、下記(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換に係る利益相反を解消し、本株式交換の公正性及び透明性を確保するべく設置した、独立した外部の有識者である関口憲一氏(明治安田生命保険相互会社 特別顧問)、陣内久美子氏(弁護士、陣内法律事務所)及び廣岡穣氏(公認会計士、廣岡公認会計事務所)の3名により構成される第三者委員会(以下「第三者委員会」といいます。)から、平成27年3月13日付で、JPN ホールディングスが本株式交換を行うことが JPN ホールディングスの少数株主にとって不利益であるとの事情は認められないとの意見書を受領しており、かかる意見内容を最大限尊重して今般の判断に至っております。これらの算定結果、助言、意見書等に加え、両社の財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案し、両社それぞれが株式交換比率について慎重に検討し、両社で交渉・協議を重ねました。その結果、本日の両社の取締役会において、本株式交換に係る株式交換比率は、両社の株主の皆様にとって妥当なものであると判断し、上記2.(3)「本株式交換に係る構式交換比率は、両社の株式交換比率により本株式交換を行うことについて決議いたしました。

## (2) 算定に関する事項

## ① 算定機関の名称及び上場会社との関係

みずほ証券及び内田譲二公認会計士・税理士事務所はいずれも、クレディセゾン及び JPN ホールディングスから独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## ② 算定の概要

みずほ証券は、クレディセゾンについては、クレディセゾンが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法(平成27年3月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日から遡る1週間の終値の単純平均値、算定基準日から遡る1ヶ月間の終値の単純平均値、算定基準日から遡る3ヶ月間の終値の単純平均値及び算定基準日から遡る6ヶ月間の終値の単純平均値に基づいております。)を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎としたクレディセゾンの将来の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、当該財務予測は、最新の財務情報や直近の事業計画の見通し等の説明を反映したものですが、本株式交換の実施を前提としたものではありません。

JPN ホールディングスについては、JPN ホールディングスが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法(平成27年3月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日から遡る1週間の終値の単純平均値、算定基準日から遡る1ヶ月間の終値の単純平均値、算定基準日から遡る6ヶ月間の終値の単純平均値に基づいております。)を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため

DCF 法を採用して算定を行いました。なお、DCF 法による算定の基礎とした JPN ホールディングスの 将来の財務予測において、事業構造改革の実施による収益性改善のため平成 28 年 1 月期から平成 30 年 1 月期のいずれも大幅な増益となることを見込んでいます。 具体的には、平成 28 年 1 月期の当期純利益 公32 百万円、平成 29 年 1 月期の当期純利益 138 百万円、及び平成 30 年 1 月期の当期純利益 213 百万円と継続して大幅な増益を見込んでおりますが、これは、官公庁ビジネスの拡大に取り組む一方、基幹システムである業務代行事業に係る債権回収システムの入替による費用削減効果によるものです。また、当該財務予測は、最新の財務情報や直近の事業計画の見通し等の説明を反映したものですが、本株式交換の実施を前提としたものではありません。

各算定手法における算定結果は、以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、 JPN ホールディングスの普通株式1株に割り当てるクレディセゾンの普通株式数を表しております。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.18 ~ 0.19
DCF 法	0.22 ~ 0.31

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の個別の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)について独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測(利益計画及びその他関連する情報を含みます。)については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたものであることを前提としております。

一方、内田譲二公認会計士・税理士事務所は、JPNホールディングス及びクレディセゾンについて、 両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の 事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用いたしました。

市場株価平均法では、平成27年3月13日を算定基準日として、東京証券取引所における両社の算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用して算定しております。

DCF法では、JPNホールディングスについては、エンタープライズ・キャッシュフロー法により同社が作成した平成28年1月期から平成30年1月期の財務見通しに基づき、JPNホールディングスが将来生み出すと見込まれるキャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率は4.9%~6.9%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%として算定しております。なお、DCF法による算定の基礎としたJPNホールディングスの将来の財務予測において、事業構造改革の実施による収益性改善のため平成28年1月期から平成30年1月期のいずれも大幅な増益となることを見込んでいます。具体的には、平成28年1月期の当期純利益△32百万円、平成29年1月期の当期純利益138百万円、及び平成30年1月期の当期純利益213百万円と継続して大幅な増益を見込んでおりますが、これは、官公庁ビジネスの拡大に取り組む一方、基幹システムである業務代行事業に係る債権回収システムの入替による費用削減効果によるものです。また、当該財務予測は、最新の財務情報や直近の事業計画の見通し等の説明を反映したものですが、本株式交換の実施を前提としたものではありません。

他方、クレディセゾンについては、エクイティ・キャッシュフロー法により同社が作成した平成28年3月期から平成30年3月期の財務見通しに基づき、クレディセゾンが将来生み出すと見込まれるエクイ

ティ・キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しております。割引率は3.85%~4.9%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は0%として算定しております。なお、内田譲二公認会計士・税理士事務所がDCF法による算定の基礎としたクレディセゾンの財務見通しには、大幅な増減益が見込まれている年度がありません。また、当該財務予測は、最新の財務情報や直近の事業計画の見通し等の説明を反映したものですが、本株式交換の実施を前提としたものではありません。

各算定手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、JPNホールディングスの普通株式1株に割り当てるクレディセゾンの普通株式数を表しております。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.18 ~ 0.19
DCF 法	0.20 ~ 0.32

内田譲二公認会計士・税理士事務所は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて両社の事業見通し及び財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としております。

## (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成 27 年 6 月 1 日をもって JPN ホールディングスはクレディセゾンの完全子会社となり、JPN ホールディングスの普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て平成 27 年 5 月 27 日に上場廃止(最終売買日は平成 27 年 5 月 26 日)となる予定です。上場廃止後は東京証券取引所 JASDAQ において JPN ホールディングスの普通株式を取引することはできなくなりますが、本株式交換により JPN ホールディングスの株主の皆様に割り当てられるクレディセゾンの普通株式は東京証券取引所に上場されているため、JPN ホールディングスの普通株式 385 株以上を保有し、本株式交換によりクレディセゾンの単元株式数である 100 株以上のクレディセゾンの普通株式の割当てを受ける株主の皆様におかれましては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の株式については引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、基本的に株式の流動性を確保できるものと考えております。

他方、385 株未満の JPN ホールディングスの普通株式を保有する株主の皆様には、クレディセゾンの 単元株式数である 100 株に満たないクレディセゾンの普通株式が割り当てられることとなり、これらの 単元未満株式については金融商品取引所市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希 望によりクレディセゾンの単元未満株式の買増制度又は買取制度をご利用いただくことが可能です。か かる取扱いの詳細については、上記 2.(3)(注 3)をご参照下さい。また、本株式交換に伴い 1 株に満たな い端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記 2.(3)(注 4)をご参照下さい。

なお、JPN ホールディングスの普通株式については、最終売買日である平成27年5月26日(予定)までは、東京証券取引所JASDAQにおいて、従来どおり取引することができます。

#### (4) 公正性を担保するための措置

クレディセゾン及び JPN ホールディングスは、クレディセゾンが既に JPN ホールディングスの総株主の議決権の 71.41%を保有していることから、本株式交換は JPN ホールディングスにとって支配株主との取引に該当し、本株式交換における株式交換比率その他本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

## ① 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

クレディセゾン及び JPN ホールディングスは、本株式交換に際して、株式交換比率の公正性を担保することを目的として、上記3.(2)「算定に関する事項」に記載のとおり、それぞれ個別に独立した財務アドバイザーに株式交換比率の算定を依頼し、クレディセゾンはみずほ証券から、JPN ホールディングスは内田譲二公認会計士・税理士事務所から、それぞれ本株式交換に係る株式交換比率算定書の提出を受けました。クレディセゾン及び JPN ホールディングスは、それぞれ上記算定結果を参考として株式交換比率について慎重に協議・交渉を進めた結果、本日の両社の取締役会において、本株式交換に係る株式交換比率は両社の株主の皆様にとって妥当なものであると判断し、上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことについて決議いたしました。なお、クレディセゾン及び JPN ホールディングスは、いずれも、上記財務アドバイザーより、株式交換比率が財務的見地より妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)については取得しておりません。

## ② 独立した法律事務所からの助言

クレディセゾンは、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及びクレディセゾンの意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所はクレディセゾン及び JPN ホールディングスとの間で重要な利害関係を有しません。

一方、JPN ホールディングスは、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして梶谷綜合法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び JPN ホールディングスの意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。なお、梶谷綜合法律事務所はクレディセゾン及び JPN ホールディングスとの間で重要な利害関係を有しません。

## (5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換は、JPN ホールディングスの総株主の議決権の 71.41%を保有しているクレディセゾンが JPN ホールディングスを完全子会社化するものであり、利益相反構造が存在することから、本株式交換 に関し、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

## ① クレディセゾンにおける利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

本株式交換契約の締結を決議した本日開催のクレディセゾンの取締役会においては、クレディセゾンの常勤監査役櫻井勝氏は JPN ホールディングスの非常勤監査役を兼任しており、クレディセゾンと利益が相反する可能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、本議案に関して意見を述べることを差し控えております。そして、この取締役会においては、出席取締役 13 名全員の一致により本株式交換契約の締結を承認しており、かつ、クレディセゾンの監査役4名のうち、上記1名を除く監査役3名全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

② JPN ホールディングスにおける利害関係を有しない独立した外部の有識者 3 名によって構成される 第三者委員会からの意見の取得

JPN ホールディングスは、本株式交換を検討するに当たり、本株式交換における利益相反を解消し、本株式交換の公正性及び透明性を担保するために、JPN ホールディングス及び支配株主であるクレディセゾンと利害関係を有しない独立した外部の有識者である関口憲一氏(明治安田生命保険相互会社 特別顧問)、陣内久美子氏(弁護士、陣内法律事務所)、廣岡穣氏(公認会計士、廣岡公認会計事務所)の3名によって構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、i)本株式交換は、JPN ホールディングスの企業価値向上に資する正当な目的を有するか、ii)本株式交換の手続きの公正性、及び本株式交換における交換条件(交換比率等本株式交換により JPN ホールディングスの少数株主に交付される対価に係る条件を含む。)の妥当性が確保されているか、iii)本株式交換は JPN ホールディングスの少数株主にとって不利益なものでないかについて、諮問いたしました。

第三者委員会は平成 27 年 1 月 23 日に設置され、平成 27 年 2 月 2 日から平成 27 年 3 月 13 日までに、会合を合計 4 回開催したほか、情報収集を行い、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討を行うにあたり、JPN ホールディングスから、本株式交換の目的、JPN ホールディングスの業績推移とその要因、直近の財務情報及び今後の事業計画について説明を受けており、また、JPN ホールディングスを通じて、クレディセゾンの直近の財務情報や今後の事業計画についても説明を受けております。さらに、第三者算定機関である内田譲二公認会計士・税理士事務所から JPN ホールディングスの企業価値に関する見解及び株式交換比率の決定方法に関する考え方について説明を受け、また、JPN ホールディングスは、自社株主の利益保護のため株式交換比率に関する対案をクレディセゾンに対して提示し、実質な協議・交渉を行い株式交換比率の引き上げを図っておりますが、その交渉の進捗に合わせて、当委員会が開催され、逐次、交渉経過についての説明を受けております。当委員会は、かかる経緯のもと、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、JPN ホールディングスが本株式交換を行うことが JPN ホールディングスの少数株主にとって不利益であるとの事情は認められない旨の意見を記載した意見書を、平成 27 年 3 月 13 日付で JPN ホールディングスの取締役会に対して提出しております。なお、第三者委員会の意見の概要については、下記 8. (3)をご参照下さい。

③ JPN ホールディングスにおける利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の 承認

本株式交換契約の締結を決議した本日開催の JPN ホールディングスの取締役会においては、JPN ホールディングスの取締役のうち、クレディセゾンのクレジット事業部長を兼務する高三和之氏は、利益相反を回避する観点から、本議案の審議及び決議には参加しておりません。また、JPN ホールディングスの非常勤監査役櫻井勝氏は、クレディセゾンの常勤監査役を兼任しており、JPN ホールディングスと利益が相反する可能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、本議案の審議には参加しておりません。そして、この取締役会においては、上記1名を除いた取締役5名全員の一致により本株式交換契約の締結を承認しており、かつ、JPN ホールディングスの監査役3名のうち、上記1名を除く監査役2名全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

# 4. 本株式交換の当事会社の概要

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

			(平成 26 年 3 月 31 日現任)
(1)	商号	クレディセゾン (株式交換完全親会社)	JPN ホールディングス (株式交換完全子会社)
(2)	本 店 所 在 地	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	東京都豊島区東池袋二丁目 60 番 3 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 林野 宏	代表取締役社長 湊 亮策
(4)	事 業 内 容	クレジットサービス事業 リース事業 ファイナンス事業 不動産関連事業 エンタテインメント事業	サービサー事業 アウトソーシング事業 保育事業を行う事業子会社の経 営管理 その他それに付帯する業務
(5)	資 本 金	75,929 百万円	1,000 百万円
(6)	設 立 年 月 日	昭和 26 年 5 月 1 日	平成 21 年 2 月 2 日
(7)	発 行 済 株 式 数	185,444,772 株	4,936,336 株
(8)	決 算 期	3月31日	1月31日
(9)	従 業 員 数	3,689 名(連結)	184 名(連結)
(10)	主 要 取 引 先	(同)西友 三井不動産㈱ (㈱パルコ (株)高島屋 (株)みずほ銀行 (株)ヤマダ電機 その他	㈱クレディセゾン その他
(11)	主要取引銀行	(株みずほ銀行 (株)三井住友銀行 (株)三菱東京UFJ銀行	_
(12)	大株主及び持株比率	<ul> <li>(株みずほ銀行 13.36%)</li> <li>日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口) 11.11%</li> <li>日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口) 6.10%</li> <li>STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 4.40%</li> <li>BNPパリバ証券㈱ 1.89%</li> <li>THE CHASE MANHATTAN 385036 1.66%</li> <li>THE BANK OF NEW YORK</li> <li>MELLON SA/NV 10 1.60%</li> </ul>	(株) レディセゾン 71.40% (株) (株) (株) (株) (株) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大

	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505017 1.42% 資産管理サービス信託銀行㈱(証券投資信託口) 1.40% THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT 1.21%		
	(平成 26 年 3 月 31 資本関係	本日現在、クレ	    ディセゾンは、JPN ホールディン    式総数の 71.40% (3,524,800 株)   まま
(13) 当事会社間の関係等	人的関係	本日現在、JPN ホールディングスの非常勤取締のうち 1 名はクレディセゾンのクレジット事業長を兼務しており、非常勤監査役のうち 1 名はレディセゾンの常勤監査役を兼任しております。その他、クレディセゾンから JPN ホールディンスに対し、従業員は出向しておりません。	
	取引関係	クレディセゾンは JPN ホールディングス傘下の事業子会社に対し、債権回収の一部の業務委託、及び人材派遣の委託を行っております。前事業年度における取引金額は 1,711 百万円です。	
	関連当事者へ の該当状況	会社であるため、	レグスはクレディセゾンの連結子 クレディセゾンと JPN ホール 互に関連当事者に該当します。

# (14) 最近3年間の財政状態及び経営成績

					クレディセゾン(連結)		JPN ホーノ	レディングフ	く (連結)	
決		算		期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	25年1月期	26年1月期	27年1月期
連	結	純	資	産	355,727	394,868	422,986	4,630	4,453	4,281
連	結	総	資	産	2,155,906	2,141,802	2,286,099	5,537	5,336	5,177
1	株当たり	純	資 産	(円)	1,920.65	2,131.58	2,284.14	938.08	902.16	867.40
売		上		高	244,009	244,405	247,577	7,099	6,629	6,342
営	業		利	益	31,865	42,312	36,336	124	△122	138
経	常		利	益	38,590	53,214	44,426	143	△79	157
当	期	純	利	益	9,453	32,770	25,569	5	△152	△171
1	株当たり旨	当期	純利益	(円)	51.48	178.45	139.24	1.15	△30.92	△34.76
1	株当たり	配	当金	(円)	30.00	30.00	30.00	5.00	_	_

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

## 5. 本株式交換後の状況

(1)	商号	株式会社クレディセゾン
(2)	本 店 所 在 地	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 林野 宏
(4)	事 業 内 容	クレジットサービス事業 リース事業 ファイナンス事業 不動産関連事業 エンタテインメント事業
(5)	資 本 金	75,929 百万円
(6)	決 算 期	3月31日
(7)	純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8)	総 資 産	現時点では確定しておりません。

#### 6. 会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号(平成25年9月13日))、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号(平成25年9月13日))及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号(平成25年9月13日))を適用し、共通支配下の取引として取扱うことを予定しております。なお、少数株主との取引に伴いクレディセゾンの連結決算において「資本剰余金」が発生する見込みでありますが、具体的な金額については現時点において未定です。開示が必要となる場合には、確定次第お知らせいたします。

## 7. 今後の見通し

JPN ホールディングスは既にクレディセゾンの連結子会社であることから、本株式交換によるクレディセゾン業績に与える影響は連結・単体ともに軽微であると見込んでおります。

- 8. 支配株主との取引等に関する事項
- (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

クレディセゾンが JPN ホールディングスの総株主の議決権の 71.41%を保有していることから、本株式交換は JPN ホールディングスにとって支配株主との取引等に該当します。

JPN ホールディングスは、2014 年 5 月 2 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、「当社と株式会社クレディセゾンとの取引条件につきましては、第三者との取引における一般的取引条件と同様に決定しており、少数株主の利益を害することはないと認識しております。」と定めています。

JPN ホールディングスは、本株式交換について、上記3.(4)「公正性を担保するための措置」及び3. (5)「利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じた上で、本株式交換に関する諸条件を慎重に協議、検討したものであり、上記指針に適合していると考えています。

#### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記(1)「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本株式交換は、JPN ホールディングスにとって支配株主との取引等に該当することから、JPN ホールディングスは、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、その取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議、検討し、さらに上記3.(4)「公正性を担保するための措置」及び3.(5)「利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避したうえで判断しています。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

JPN ホールディングスは、上記3. (5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換を検討するにあたり、本株式交換における利益相反を回避するために、JPN ホールディングス及びクレディセゾンと利害関係を有しない独立した外部の有識者3名から構成される第三者委員会を設置し、i)本株式交換は、JPN ホールディングスの企業価値向上に資する正当な目的を有するか、ii)本株式交換の手続きの公正性、及び本株式交換における交換条件(交換比率等本株式交換により JPN ホールディングスの少数株主に交付される対価に係る条件を含む。)の妥当性が確保されているか、iii)本株式交換は JPN ホールディングスの少数株主にとって不利益なものでないかについて、諮問いたしました。

その結果、JPN ホールディングスは、平成 27 年 3 月 13 日付で、第三者委員会より、①本株式交換を 実行することにより、組織運営の柔軟性確保、最適な経営資源の配分と戦略策定、並びにクレディセゾ ングループ全体のバリューチェーンの最適化及び業務シナジーの更なる発揮による企業価値の向上とい う本株式交換の目的に向けたクレディセゾングループの組織再編が可能となるところ、かかる説明には JPN ホールディングスの企業価値の向上に資すること及び経営上の必要性・合理性があるとすることに ついて、特段不合理と認められる点は存在しないこと、②本株式交換において、JPN ホールディングス は、JPN ホールディングスの少数株主の利益に配慮した条件及び手続で本株式交換を遂行するため、本 株式交換に係る意思決定の方法・過程について外部専門家の助言を受けた上、第三者委員会を設置し、 その答申を踏まえて意思決定を行うこととしていること等から、JPN ホールディングスにおいては、利 益相反性を軽減もしくは防止する措置がとられており、少数株主にとって公正な手続によって取締役会 の意思決定がなされていると考えられること、③独立した第三者算定機関である内田譲二公認会計士・ 税理士事務所における株式交換比率の算定の方法及び経過において特段不合理な点は認められず、当該 算定結果を参考として本株式交換の株式交換比率が算定されていることや、JPN ホールディングスは、 少数株主の利益保護の観点から対案となる株式交換比率をクレディセゾンに対して提示し、株式交換比 率を引き上げるための実質的な協議・交渉を行っていることから、本株式交換に係る交渉過程の手続は 公正であると認められるため、本株式交換比率は、かかる公正な交渉の結果として決定されたものであ ると認められること等から、本株式交換比率その他本株式交換の条件は JPN ホールディングスの少数 株主の利益を不当に損なうものではないとすることに不合理な点は認められないこと、④これら①~③ の理由から、JPN ホールディングスが本株式交換を行うことが JPN ホールディングスの少数株主に とって不利益であるとの事情は認められない旨の意見書が JPN ホールディングスの取締役会に対して 提出されております。

(参考) クレディセゾン当期連結業績予想(平成27年2月6日公表分)及び前期連結実績

	連結営業収益	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 27 年 3 月期)	256,000	42,000	49,000	32,000
前期実績 (平成 26 年 3 月期)	247,577	36,336	44,426	25,569

(単位:百万円)

## (参考) JPN ホールディングス当期連結業績予想(平成27年3月16日公表分)及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益	
前期実績 (平成 27 年 1 月期)	6,342	138	157	△171	

(単位:百万円)

(注) JPN ホールディングスにつきましては、平成 27 年 5 月 27 日で上場廃止となる予定のため、 平成 28 年 1 月期の連結業績予想は発表しておりません。

以上